

入札公告兼入札説明書

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 31 日

東京都知事 小 池 百 合 子

1 競争入札に付する事項

(1) 業種 一般土木工事

(2) 工事件名 街路築造工事のうち擁壁築造工事(8 西
一 青梅 3・4・4 裏宿町)

(3) 工事場所 青梅市天ヶ瀬町地内から同市裏宿町地内
まで 主要地方道新宿青梅線(第 5 号)新青梅街道

(4) 工事概要

工事延長 L = 326.0 m

鋼管杭回転圧入工(Φ 800 t = 18mm, t = 23mm L = 12.
4 m ~ 15.2 m) N = 62 本

(Φ 1500 t = 15mm L = 20.3 m ~ 20.
7 m) N = 19 本

(5) 工期 契約確定の日の翌日から令和 10 年 9 月 11 日ま
で

(6) 工事発注規模価格帯 11 億円以上 12 億円未満

(7) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る
手続は東京都電子調達システム(以下「電子調達システ
ム」という。)により行うこと。電子入札の運用は、東
京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事
等)(平成 17 年 2 月 1 日付 16 財経一第 2768 号)による。

(8) 本案件は、東京都技術実績評価型総合評価方式の試
行対象工事である。詳細については、東京都技術実績
評価型総合評価方式(試行)公表事項「工事件名：街路
築造工事のうち擁壁築造工事(8 西一 青梅 3・4・4 裏

宿町)」(以下「公表事項」という。)による。

(9) 本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。

(10) 本案件は、契約締結後に施工方法等についてV E提案を受け付ける契約後V Eの対象工事である。

(11) 本案件は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(12) 本案件は、ISO9001試行工事(東京都と受注者とが契約後合意した場合のみ実施)である。

(13) 本案件は、「週休2日制確保工事」(現場閉所)の対象案件である。

(14) 本案件は、I C T活用工事(付帯構造物設置工)(受注者希望型)である。

(15) 本案件は、I C T活用工事(作業土工(床掘工))(受注者希望型)である。

(16) 本案件は、「H T Tゼロエミッションアドバンス工事」の試行対象案件である。

(17) 本案件は、「建設キャリアアップシステム(C C U S)活用工事」である。

(18) 本案件は、建設業の魅力発信モデル工事の試行対象案件である。

(19) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条に基づき、受注者の責務が定められた工事である。この工事の施工に当たり下請契約を締結するときは、法定福利費を別枠表記し

た見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めなければならない。

また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、3により事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者がこの入札に参加することができる。

なお、この入札公告兼入札説明書において、「中小企業者」とは中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に定める中小企業者をいう。

(1) 単体企業による申込みの場合

次のアからエまでの全ての条件を満たすこと。

ア 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。

また、入札書提出までの間にいずれかの事項に該当した場合は、入札参加資格を取り消す。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(イ) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号。以下「指名停止等措置要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者

(ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不

渡りになったとき等（以下「経営不振の状態」という。）。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

(エ) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「暴力団等対策措置要綱」という。）第5条第1項の規定による排除措置期間中の者

(オ) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者）

イ 令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、業種06の一般土木工事（以下「一般土木工事」という。）に格付されていること。

ウ 一般土木工事の格付がA等級の者で、平成31年4月1日から令和8年8月20日までの間に完成させた一般土木工事のうち、一件の請負金額が最高である工事（以下「最高完成工事経歴」という。）の金額が次のいずれかの条件を満たす者

(ア) 東京都又は他官公庁（国、地方公共団体、公社又は公団をいう。以下同じ。）発注工事の最高完成工事経歴

3億8,333万4千円以上

(イ) 民間発注工事の最高完成工事経歴

7億6,666万7千円以上

なお、(ア)及び(イ)について、建設共同企業体案件の最高完成工事経歴は、請負金額に当該建設共同企業体の出資割合による比率を乗じた金額とする。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(2) 建設共同企業体による申込みの場合

次のアからエまでの全ての条件を満たすこと。

ア 2者による建設共同企業体であること。

イ 建設共同企業体の出資割合について、次の(ア)から(ウ)までの全ての条件を満たすこと。

(ア) 1パーセント単位で設定し、出資割合の合計が100パーセントとなること。

(イ) 建設共同企業体の構成員の出資割合のうち、第1順位の構成員については、構成員中最大であること。

(ウ) 第2順位の構成員の出資割合については、20パーセントを下回らないこと。

ウ 建設共同企業体の構成員が、(1)ア(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。

また、建設共同企業体の構成員が、入札書提出までの間に(1)ア(ア)から(オ)までのいずれかの事項に該当した場合は、当該建設共同企業体の入札参加資格を取り消す。

エ 建設共同企業体の構成員が、次の(ア)から(カ)までの全ての要件を満たすこと。

なお、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合については、建設共同企業体の最下位の構成員になることができる。

(ア) (1)イの条件を満たすこと。

(イ) 建設共同企業体の第1順位の構成員が、次のa及びbの要件を満たすこと。

a 一般土木工事の格付が A 等級の者で、平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 20 日までの間に完成させた一般土木工事のうち、最高完成工事経歴の金額が次のいずれかの条件を満たす者

(a) 東京都又は他官公庁発注工事の最高完成工事経歴

3 億 6,666 万 7 千円以上

(b) 民間発注工事の最高完成工事経歴

7 億 3,333 万 4 千円以上

なお、(a)及び(b)について、建設共同企業体案件の最高完成工事経歴は、請負金額に当該建設共同企業体の出資割合による比率を乗じた金額とする。

b (1)エの条件を満たすこと。

(ウ) 建設共同企業体の第 2 順位の構成員が、都内に本店を有する一般土木工事の格付が A 等級、B 等級又は C 等級の中小企業者で、平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 20 日までの間に完成させた一般土木工事のうち最高完成工事経歴の金額が次のいずれかの条件を満たす者

a 東京都又は他官公庁発注工事の最高完成工事経歴

7,333 万 4 千円以上

b 民間発注工事の最高完成工事経歴

1 億 4,666 万 7 千円以上

なお、a 及び b について、建設共同企業体案件の最高完成工事経歴は、請負金額に当該建設共同企業体の出資割合による比率を乗じた金額とする。

(エ) 建設共同企業体の第２順位の構成員の一般土木工事の格付順位が、第１順位の構成員より下位であること。

(オ) 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員でないこと。

なお、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合及びその組合員は、当該建設共同企業体において重複して構成員となることはできず、また、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。

(カ) 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。

また、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合の組合員が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請

(1) この入札に参加を申請する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を電子調達システムにより提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 申請書を提出する際は、原則として次の必要書類をファイル化して申請書送信時に添付することとし、これにより難しい場合は(3)イのとおり紙により提出すること。

なお、内容に虚偽の記載があった場合については、指名停止等措置要綱別表の５の虚偽記載に該当し、指名停止措置等の対象となる。

ア 建設共同企業体で申し込む場合は、建設共同企業体協定書、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書を電子調達システムにより提出すること。

また、第1順位の構成員の令和7・8年度東京都受付票に代理人印又は使用印の欄がある場合は、委任状(復代理人用)又は使用印鑑届を作成し、押印しておくこと。

なお、当該資料を画面印刷し押印したものを、開札後に落札候補者の積算内訳書を確認する際に提出すること。

イ 単体企業として申し込む者又は建設共同企業体の第1順位の構成員は、ウの必要書類とは別に「建設業許可証明書」の写し又は「建設業の許可について(通知)」(いずれも直近で、かつ、申請日時点で有効なもの)の写し

ウ 単体企業として申し込む者又は建設共同企業体の各構成員は、次の書類を提出すること。

(ア) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの)の写し

(イ) 配置予定技術者については、次のとおりとする。

a 配置予定技術者として監理技術者を配置する場合は「監理技術者資格者証」の両面の写し及び有効期限(監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から5年後の12月31日まで)内の「監理技術者講習修了証」の写し又は

監理技術者資格者証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写しを、主任技術者を配置する場合は雇用を確認できる書類の写し及び工事業種に対応する資格者証の写し又は実務経験に係る書類を提出すること。

- b 配置予定技術者については、本契約締結日前まで変更することができる。詳細については、東京都技術実績評価型総合評価方式（試行）配置予定技術者に関する注意事項による。

なお、配置予定技術者の変更にあたっては、「工事希望票兼予定監理技術者等調書」及び a の書類を提出すること。

- c 配置予定技術者は、申請書提出日において、雇用の期間が 3 か月以上あること。

なお、配置予定技術者を変更する場合においても同様とする。

- d 営業所技術者等の工事現場への配置を認めない。

- e 配置予定技術者は、本契約締結日前まで他の工事に専任で従事することができる。

- f 本案件は、主任技術者の近接工事の兼務を認める工事である。近接工事の兼務の適用を希望する場合は、別添「主任技術者の専任配置の特例について」に従い、各工事主管部署の確認を受ける前の別記様式－1 を資格確認（希望）申請時に添付ファイルにより提出することとし、資格確認結果（指名）通知後は各工事主管部署の確認を受けた後の別記様式－1 を入札締切日まで

に提出すること。

本案件の工事主管部署

東京都西多摩建設事務所工事第一課

青梅市東青梅三丁目20番1号

電話 0428-22-7217

g 本案件は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない工事である。

(ウ) 工事実績書(様式第3号)(以下「工事実績書」という。)

必ずワードファイルで提出すること。

なお、一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベース(以下「コリンズ」という。)に登録されていない工事を記載する場合は、当該工事の契約書の鑑の写し等記載内容を確認できる書類を提出すること。

(エ) 商業登記簿謄本の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」(いずれも商号、本店及び代表者の記載が最新のものの)の写し

(オ) 令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加資格における一般土木工事の申請において、最高完成工事経歴として登録してあるものが、単体企業として申し込む者は2(1)ウを満たさないとき、及び建設共同企業体として申し込む場合の各順位の構成員は2(2)エ(イ)a又は(ウ)を満たさないとき、次の書類を提出すること。

a 最高完成工事経歴書(様式第2号)(以下「経歴書」という。)

b 次のいずれかの書類

(a) 経歴書に記載した工事がコリンズに登録されている場合は、当該工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを提出すること。

(b) 経歴書に記載した工事がコリンズに登録されていない場合は、当該工事の契約書原本及び当該工事が完了したことが確認できる書類(以下「契約書原本等」という。)を持参して提示し、その写しを提出すること。

(3) 申請書及び必要書類(以下「申請書等」という。)は、次のとおり受け付ける。

ア 申請書等は、令和8年8月7日(金)から同年8月20日(木)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、初日は午前9時から、また、最終日は午後4時まで)、電子調達システムにより受け付ける。

イ 申請書提出時に添付できなかった必要書類は、原則として郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により、次のとおり受け付ける。

(ア) 期間 令和8年8月7日(金)から同年8月20日(木)まで

(イ) 宛先 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都財務局経理部契約第一課 担当 藤井

(ウ) 提出に当たっては、建設共同企業体として申し込む場合、第1順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括して提出すること。

ウ (2)ウ(オ) b (b)において契約書原本等を提示し、その写しを提出する場合には、次により行うこと。

なお、提出に当たっては、次の(イ)の担当へ事前に電話連絡し、提出日時の指定を受けた上で持参により提出すること。

(ア) 期間 令和8年8月7日(金)から同年8月20日(木)までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後4時まで

(イ) 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部契約第一課 担当 藤井 電話 03-5388-2624(ダイヤルイン)

(4) 経歴書、工事实績書、委任状(復代理人用)及び使用印鑑届の用紙は、次のとおり配布する。

ア 期間 公告の日から令和8年8月20日(木)までの休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 場所 (3)ウ(イ)に同じ。

ウ イで配布するほか、電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

(5) 確認の結果は、(3)アの期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 3(4)アに同じ。

イ 場所 3(3)ウ(イ)に同じ。

(2) 3(5)の通知によりこの入札に参加する資格がある

と確認された者（以下「入札参加者」という。）については、通知を受けた日から令和８年１０月１日（木）までの間、図面及び仕様書を貸与する。ただし、発注図書の公表を案件公表時から行っている案件については、案件公表時から貸与するものとする。

５ 入札手続等

(1) 入札書の提出及び入札期間 入札書の提出は、３（５）の通知を受けた日から令和８年９月３０日（水）までの土曜日を除く毎日、午前８時から午後９時まで（ただし、最終日は午後４時まで）に電子調達システムにより行うこと。

(2) 開札の日時・場所

ア 日時 令和８年１０月１日（木） 午前９時１５分

イ 場所 新宿区西新宿二丁目８番１号 東京都庁第一本庁舎南側３５階 第１入札室

(3) 入札に際しては、東京都が定めた〔電子入札用〕工事請負等競争入札等参加者心得（その１）（平成１７年２月１日付１６財経一第２７７１号。以下「入札心得」という。）の内容をよく確認すること。

(4) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で、公表事項に定める総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(5) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東

京都が提出を求めた際提出しない者のした入札
エ その他、入札心得に違反したとき。

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語
及び日本国通貨とする。

(7) 入札に参加する資格があると確認された者は、その
見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札
前までに納付しなければならない。ただし、次のア又
はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を
被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前
にその保険契約に係る保険証券を東京都へ提出した
とき。

イ 3(5)の通知書において、入札保証金の納付を要し
ないものとされたとき。

(8) 入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に
相当する金額を記載する。落札決定は、この金額に100
分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1
円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨て
る。)により行う。

(9) 開札は、入札者を立ち合わせて行う。入札者が開札
に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東
京都職員を立ち合わせる。

(10) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100
分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しな
なければならない。ただし、次のアからウまでのいずれ
かの場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を
被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締

結前にその保険契約に係る保険証券（電磁的記録により発行された保険証券を含む。）を東京都に提出したとき。

イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証契約に係る保証証書（電磁的記録により発行された保証証書を含む。）を東京都に提出したとき。

ウ 3（5）の通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

（11）落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、この契約議案が令和8年第四回東京都議会定例会で可決された後に本契約を締結する。

（12）落札者又はその構成員が、仮契約締結後、本契約締結までの間に指名停止等措置要綱別表各号に掲げる措置要件の一に該当する場合又は暴力団等対策措置要綱第5条第1項の規定に基づく排除措置を受けたときは、締結した仮契約を解除することがある。

また、要綱別表の措置要件に該当するおそれがあると認められ、都が契約の適正な履行を確保するために必要があると判断した場合は、東京都議会への契約議案の提出の取り止め等をすることがあるほか、締結した仮契約を解除することがある。

なお、仮契約の内容は、3（5）の通知の際に入札参加者に配布する。

（13）前払金は、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。）第44条第1項の規定に

より、40パーセント（7億2千万円を限度とする。）を支払う。

なお、規則第44条の3第1項の規定により中間前金払を行う場合は、20パーセント（3億6千万円を限度とする。）を支払う。

- (14) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、東京都入札監視委員会運営要領（平成14年3月19日付13財経総第1719号）により、契約事務担当者（連絡先：東京都財務局経理部契約第一課 電話 03-5388-2621（ダイヤルイン））に対して苦情を申し立てることができる。

6 その他

- (1) 入札公告兼入札説明書に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

- (2) この契約事務の担当部署 3(3)ウ(イ)に同じ。